

# 吹奏楽団ベリーズけいはんな規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当団は吹奏楽団ベリーズけいはんなと称する。

### (拠点)

第2条 当団は活動拠点を京都府立けいはんなホールに置く。

### (目的)

第3条 子供連れで参加できる吹奏楽団として、年齢や性別を問わず気軽に吹奏楽を楽しみ、音楽を通して団員相互の親睦を深めるとともに、演奏活動を通じ地域の音楽文化の発展と振興に寄与することを目的とし、平成22年7月1日設立する。

### (事業)

第4条 当団は第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 自主演奏会の開催
- (2) 練習
- (3) 定例総会の開催
- (4) その他、目的達成に必要な事業

### (指導者)

第5条 当団は第3条の事業を行うために、音楽指導者を招請する。

## 第2章 団員等

### (団員資格)

第1条 入団の資格は次の事項に該当する者とする。

- (1) 当団の目的を理解し、本規約を了承した者。
- (2) 楽器経験があり、楽器所有または購入予定のある者。
- (3) 入団後は第3章 第4条に示す係、コンサート班に所属し、団の活動を支えることができる者

### (入団)

第2条 入団希望者は合奏練習に1回以上参加し、入団届の提出および第4章 第2条に規定する団費の納入をもって入団することができる。

2項 入団希望者は2回を上限として合奏練習に参加ができる。

### (休団)

第3条 団員が1ヶ月以上活動に参加できない場合、休団することができる。

休団は以下の条件にあてはまることを前提とする。

- (1) 休団開始日までの団費がすべて納入されている。
  - (2) 活動再開の意思、および見込みがある。
- 2項 休団手続きおよび休団員の資格は以下のとおりとする。
- (1) 休団希望月の前月20日までに団長、副団長(会計)、パートリーダーへ申し出を行い、副団長(会計)へ休団届の提出、受理をもって休団とする。その際、前納された休団月分の団費があれば返還する。
  - (2) 休団の期間は1ヶ月以上、12ヶ月を上限として任意とする。また、休団中も団活動情報の配信を受けられる。
  - (3) 休団中も1ヶ月に2回まで、6ヶ月間で6回を上限とし、練習に参加することができる。この場合、事前に団長、副団長(会計)、パートリーダーへの連絡が求められる。

- る。なお、練習 1 回につき 500 円を納入する。
- (4) 休団員は自主演奏会への出演は不可とする。ただし、演奏会当日から起算して 3 ヶ月前までに復団し、演奏会前日のリハーサルを含め 6 回以上の練習に参加することを条件とする。
- 3 項 休団期間の延長は、以下の手続きをもって可能となる。
- (1) 休団終了月の 20 日までに団長、副団長(会計)、パートリーダーへ申し出を行い、先に提出された休団届に延長期間を追加記載することにより休団期間延長手続きとする。この手続きは団長、副団長(会計)またはパートリーダーが代理で行うことができる。
- (2) 休団期間の延長は 12 ヶ月を上限とする。

#### **(復団)**

第4条 休団員の復団は、以下の手続きをもって可能となる。

- (1) 復団希望月の前月 20 日までに、団長、副団長(会計)およびパートリーダーにその旨を連絡する。
- (2) 副団長(会計)へ復団届の提出および活動再開月の団費の納入をもって復団とする。
- (3) 復団については、復帰月の 1 日を復帰日とする。

#### **(退団)**

第5条 団員または休団員の退団は以下の手続きをもって可能となる。

- (1) 退団希望日の 2 週間前までに、団長、副団長(会計)およびパートリーダーにその旨を連絡する。
- (2) 副団長(会計)へ退団届の提出および退団月までの団費がすべて納入されることにより、退団が受理される。

第6条 当団に 12 ヶ月以上在籍した者の退団時には餞別品を進上する。

### **第3章 役員、係等**

#### **(役員の種類)**

第1条 当団は次に掲げる役員を置く。

- (1) 団長 1 名
- (2) 副団長 2 名
- (3) 音楽トレーナー 1~2 名
- (4) 舞台統括 1 名
- (5) パートリーダー 8 名

2項 副団長は会計決済と総務を行うものとし、団長不在時の代行を行うものとする。

第2条 職務については別途組織表に定めるとおりとする。

#### **(役員を選出)**

第3条 役員を選出は定例総会における団員の互選とし、任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

#### **(係)**

第4条 役員を除く団員は当団の定める係に所属し、任期は 1 年とする。職務については別途組織表に定めるとおりとする。

#### **(コンサート班)**

第5条 自主コンサートの運営のためにコンサート班を定める。役員を含め団員はコンサート班に所属し、任期はコンサート終了までとする。職務については別途定める。

## 第4章 経費

### (経費)

第1条 当団の経費は団費収入、依頼演奏謝礼、その他の収入をもってこれにあてる。

### (団費)

第2条 団費には入団費、月団費、休団員練習費、臨時徴収費があり、団員は以下の規定によってこれらの経費の納入が義務づけられる。

- (1) 入団費は一律 2000 円とする。また、入団の際にユニフォームの購入を行うものとする。
- (2) 月団費は前期 (6 ヶ月分 12000 円) を 4 月、後期 (6 ヶ月分 12000 円) を 10 月に前納するものとする。
- (3) 休団員練習費は休団員が練習参加する場合に 1 回あたり 500 円を納入する。
- (4) 臨時徴収費は自主演奏会等の運営にかかる参加必要経費であり、徴収額は実施主体の決定による。

### (会計)

第3条 当団の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第4条 会計は、年度を終えるごとに総会にて決算報告をしなければならない。大幅な予算修正が見込まれる場合は、臨時総会にて修正予算を提示しなければならない。

## 第5章 会議

### (会議)

第1条 当団の会議は次のとおり行うものとする。

- (1) 定例総会は毎年 1 回行い、団長が招集する。定例総会では規約、事業報告及び事業計画案、会計報告及び予算案、役員を選任、その他運営に関する重要事項を議決する。
- (2) 臨時総会は必要に応じ団長が招集する。
- (3) 定例総会および臨時総会は休団員を含めた全団員をもって構成し、3 分の 2 以上の出席あるいは委任状の提出をもって成立する。議決は出席者の過半数をもって可決するものとする。
- (4) 役員会議は必要に応じて団長が招集する。
- (5) 各係、コンサート班会議は必要に応じて各リーダーが招集する。

## 第6章 その他

### (規約の変更)

第1条 本規約の変更は定例総会において出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、字句の加除修正等は役員会議での議決を経て行うことができる。

### (細則)

第2条 この規約に定めるものの他、必要な細則については役員会議の議決を経て団長がこれを定める。

### 附則

本規約は平成 25 年 4 月 15 日より施行する。

### 附則

平成 28 年 4 月 25 日 第 4 章 第 2 条 (1) 改定

### 附則

平成 29 年 4 月 27 日 第 3 章 第 1 条 改正

附則

平成30年4月23日 第1章 第4条(3)追加、第4章 第2条(1)(2)改正

附則

令和5年5月8日 第1章 第3条追記、第2章 第1条(3)追加、第2章 第2条改訂、第2章 第2条2項改正、第2章 第3条2項(1)(3)(4)改正、第2章 第3条3項(1)改正、第2章 第4条(1)(2)改正、第2章 第5条(1)(2)改正、第3章 第1条改正、第3章 第1条2項改正、第3章 第2条改正、第3章 第3条改正、第3章 第4条・第5条追加、第4章 第2条(1)(2)改正